

## 鹿沼市入札適正化委員会条例

平成17年12月19日

条例第102号

### (設置)

第1条 本市が発注する建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるとともに、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を確保するため、鹿沼市入札適正化委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市が発注した建設工事（以下「公共工事」という。）に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 公共工事のうち委員会が抽出したのものに関し、一般競争入札参加資格の設定理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約の理由等について審議すること。
- (3) 談合情報への対応状況について審議すること。
- (4) 入札及び契約の方法の改善案について審議し、その結果を市長に報告すること。
- (5) 入札及び契約手続に係る再苦情について審議し、その結果を市長に報告すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政経営部において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

2 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成21年3月4日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月22日条例第34号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。